

「共働き・子育て」普及啓発事業委託業務仕様書

1 業務名

「共働き・子育て」普及啓発事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

各種イベントの開催、インフルエンサーによる情報発信、過年度に制作したとくしま「共働き・子育て」応援ソング“Let’s walk together”の活用等を組み合わせ、オール徳島で効果的な広報・啓発活動を展開することで、男女ともに仕事と子育てを両立でき、協力しながら家事・育児を行う「共働き・子育て」をテーマとした社会全体の機運醸成を図ることを目的とする。

4 業務の概要

- (1) 機運醸成施策の企画・実施
- (2) 県内の子育て世帯に影響力のあるインフルエンサー等を起用した情報発信
- (3) とくしま「共働き・子育て」応援ソング“Let’s walk together”の活用

5 業務の内容

「共働き・子育て」普及啓発事業委託業務（以下「本業務」という。）においては、以下（1）から（3）に定める業務を効果的に実施するため、次の内容について、受託者において提案を行い、県と調整した上で実施すること。

（1）機運醸成施策の企画・実施

ア 施策の企画・実施

- （ア）本県が「子育てしやすい徳島」であることを広く周知するとともに、県民が「共働き・子育て」について前向きに考え、参加できる効果的な施策（イベントやキャンペーン等）を3回程度企画し、実施すること。

なお、提案に当たっては以下の取組等を想定しているが、これらに限定するものではなく、記載のない事項についての自由な提案を妨げるものではない。

- ・ 既存イベント等への参画（県内のファミリー層が多く集まる既存イベント等へ参画し、保護者向けのミニ講座、ワークショップ、ブース出展等を実施する企画）
 - ・ 県内の大学生等と連携したイベントの企画・実施
 - ・ SNS等を活用したキャンペーンの実施（多くの県民の参加や拡散が期待できる効果的な企画とし、想定媒体はInstagram、X等とする。なお、本企画を提案に含める場合は、多くの県民への訴求力が期待できるキャンペーン名称も併せて提案すること。）
- （イ）提案する施策（イベントやキャンペーン等）のうち、少なくとも1つは、11月の「秋のこどもまんなか月間」に合わせた取組（イベント参画やキャンペーンの集中展開等）とし、効果的な機運醸成を図ること。
- （ウ）実施するイベント等のうち、少なくとも1回は、県の子育て施策の認知度に関するアンケートを実施し、その結果を集計・分析すること。なお、詳細な設問等については県と協議の上、決定するものとする。
- （エ）提案した施策の実施に係る業務全般（交渉、設営、運営、事務局対応等の一切）は、受託者が実施すること。

- (オ) SNS キャンペーンを提案に含める場合は、コメントがあった際の返信等の対応を行うこと。また、投稿内容は県と事前に協議し、確認を行うこと。
- (カ) 成果指標（KPI）を設定の上、効果的な施策の実施に努めること。

イ 「共働き・共育て」普及啓発用メインビジュアル等の制作

「共働き・共育て」の機運醸成に資するメインビジュアルを制作すること。制作したデータは、本事業終了後も県の「共働き・共育て」に関する事業の広報において継続して活用できるものとする。なお、制作に当たっては、次の条件を満たすこと。

- (ア) 「共働き・共育て」が直感的にイメージできるデザインであること。
- (イ) 県民向けと企業向けの最低2パターンを作成すること。
- (ウ) 県公式ホームページや県公式子育て支援ポータルサイト「とくしまはぐくみネット」のアイキャッチ画像（16:9 比率 1920x1080px）としての使用をはじめ、各種広報媒体（ウェブサイト、SNS、ポスター等の印刷物など）での汎用的な活用を考慮したデザイン及びデータ仕様（各デザイン要素を個別に抽出・利用できる形式等）とすること。
- (エ) デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権その他の知的財産権を一切侵害しないものであること。

(2) 県内の子育て世帯に影響力のあるインフルエンサー等を起用した情報発信

- ア 子育て世帯に対して強い発信力を有するインフルエンサーを起用の上、同人のアカウントを通じて、同人の視点や言葉で、「共働き・共育て」のポジティブな側面や、子育て世帯や若年世代（これから子育て期を迎える世代等）に役立つ県の取組や、「子育てしやすい徳島」の魅力等を伝えるコンテンツを企画し、発信すること。
- イ インフルエンサーについては2名程度を起用し、性別に偏りのないようにすること。
- ウ 発信に当たっては、最新のトレンドを踏まえた効果的な発信手法及び発信回数（2回以上を必須要件とする。）を提案すること。なお、発信回数の詳細、時期、配信期間等については、提案内容を基に県と事前に協議の上、決定すること。
- エ プロフィール、選定意図、過去の発信内容、フォロワー数、フォロワー属性（性別、世代別等）など、本事業の目的に資するインフルエンサーを提案し、事前に県と協議の上、決定すること。なお、契約後に提案していたインフルエンサーが起用不可（不祥事等による変更を含む。）となった場合、契約内容の見直しを行う場合がある。
- オ インフルエンサーの選定、調整、活動支援、発信状況についての管理監督を行うこと。
- カ 公開前に複数回、県が内容を確認し、校正できるよう余裕を持ったスケジュールで作成すること。
- キ 業務履行過程でインフルエンサーの制作した成果物は、本事業終了後も県が実施する広報活動等において期間の制限なく無償で利用できるものとし、使用用途に合う電子データ形式を提供すること。
- ク 成果指標（KPI）を設定の上、効果的な情報発信を実施すること。

(3) とくしま「共働き・共育て」応援ソング“Let's walk together”の活用

- ア 県が昨年度委託事業により作成した、とくしま「共働き・共育て」応援ソング“Let's walk together”を活用した動画を2本程度制作し、当該楽曲の認知拡大と普及を図る効果的な施策を提案し、実施すること。なお、楽曲データは県が無償提供するため、受託者における権利処理等は不要とする。

（参考：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/hagukumi/tomosodate2/>）

- イ 動画の企画に当たっては、県内の保育所や認定こども園の園児の出演をはじめ、企業、団体、施設、一般県民等、多様な主体を広く巻き込み、SNS等での波及効果が高い拡散アイデアを提案・実施すること（例：保育所等関係者をつなぐりレー動画、インフルエンサーによる活用動画等）。なお、これらは想定される取組の例示であり、限定するものではないため、

受託者からの自由な発想による効果的な企画提案を求める。

ウ 作成する動画は、SNS での視聴に適した長さ（目安として1本当たり30秒から90秒程度）とすること。なお、動画の長さ及び本数の詳細については、提案内容を基に県と協議の上、決定するものとする。

エ 動画の公開前に複数回、県が内容を確認し、校正できるよう余裕を持ったスケジュールで作成すること。

オ 動画撮影やイベント等の実施に当たっては、参加者分のレクリエーション保険等に加入するなど、安全対策を徹底すること。

6 委託経費

- (1) 本事業の実施に係る一切の経費（会場費、賞品代、出演料、旅費、機材費、成果品の送料等）は、委託料に含めるものとする。なお、本業務に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できないものとする。また、必要な機器の購入等の財産の取得となる経費は認められないため、原則としてリース又はレンタルにより対応するものとする。疑義がある場合は県と協議し、県の指示に従うものとする。
- (2) 本業務の委託料をもって他の業務の経費を賄ってはならない。
- (3) 県は、受託者が仕様書、委託契約書又は徳島県契約事務規則に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 権利関係

- (1) 本業務の成果物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の知的財産権は、原則として県に帰属するものとする。ただし、5（2）に係るインフルエンサーが制作した成果物等、受託者又は第三者が権利を保有することが適当と認められるものについては、県が無償で使用（二次利用等）できるよう確実に措置すること。
- (2) 受託者は本業務の成果物について、県並びに県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）及びその他一切の人格権を行使できないものとする。
- (3) イラスト、写真、効果音、音楽及びナレーション等の全ての素材については、受託者の責任において著作権を有する原作者等の使用許諾（権利処理）を行い、県が後に使用（YouTube による配信等）する場合においても問題が生じないようにすること。本業務に使用する素材等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 成果物の制作及び使用に際しては他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないことを保証するものとする。万一、問題や紛争が発生した場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8 成果物

(1) 提出書類

ア 県の子育て施策の認知度に関するアンケート集計・分析結果

5（1）ア（ウ）で実施したアンケートについて、実施後、提出すること。

イ 本業務により制作及び使用した映像、画像、テキスト、イラストの電子データ一式

ウ 業務完了報告書 1部

(2) 業務完了報告書に含める成果報告の内容

実施した業務について、下記項目を参考に、提案・設定した成果指標（KPI）に応じた分析・評価結果をまとめ、業務完了報告書の一部（成果報告）として提出すること。

- ア 5（１）及び（２）に基づき設定した成果指標（KPI）の達成状況（インプレッション数、リーチ数、クリック数、シェア数、いいね数、再生回数、コメント数等）
- イ 媒体別・項目別の集計及びユーザー属性（年齢、性別、地域別等）
- ウ 実施した各施策における反応や意識変化等の定性的な評価
- エ 本事業の成果を踏まえた、今後の課題

（３）提出期限

業務完了後１０日以内、又は令和９年３月３１日のいずれか早い日までに提出すること。なお、うち経費等、報告内容の一部について、県から求めがあった場合、速やかに報告すること。

（４）提出先

徳島県こども未来部子育て応援課 次世代育成担当

９ その他

- （１）こどもを持つこと等は個人の価値観に大きく関わる部分であり、価値観の押し付けにならないよう十分配慮すること。
- （２）県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- （３）業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、県に有益な提案を積極的に行うものとする。
- （４）事業の実施に当たっては、県と事前に十分協議を行いながら事業を進めるものとし、受託者の提案内容に変更が生じることがある。
- （５）進捗状況に応じて打合せを行うこととし、業務進捗状況、業務遂行に当たっての懸案事項・問題点及びその対処方法等必要な事項について協議し、県の下承を受けて進めること。また、打合せにかかる受託者の旅費については、受託者の負担とすること。
- （６）業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、県と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、県の指示するところによる。
- （７）業務の実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県へ連絡し、その指示に従うこと。
- （８）受託者は、本委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ県の承認を得ること。
- （９）業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係規程に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。
- （１０）本業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。
- （１１）本業務に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応すること。
- （１２）本業務の実施に伴い、県または第三者に損害を与えた場合は、県の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理し、賠償すること。
- （１３）県及び受託者のいずれの責めにも帰することのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。
- （１４）本業務はこども家庭庁「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した事業であるため、業務に係る書類は事業終了後５年間保存の上、会計検査院等の監査対象となった場合は協力すること。
- （１５）契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容等については、県が受託者と協議して決定するものとする。
- （１６）本仕様書等に定める条件に違反した場合は、委託契約の全部又は一部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させるものとする。